

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第 9 号）（会計室）

市長の附属機関として、指定金融機関の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するために、京都市指定金融機関選定委員会を設置する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を定めました。

9 会計室の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市指定金融機関選定委員会	指定金融機関の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人 以 内	2 年

この条例は、令和元年6月11日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 9 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 会計室の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市指定金融 機関選定委員会	指定金融機関の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2 年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(会計室)